

令和3年度取組への評価意見

資料-2

令和4年5月30日
 (公社)あおもり農業支援センター
 青森県農地中間管理事業評価委員会

I 農地中間管理事業の更なる進展に向けた活動の強化項目

視 点	現 状	評 価 意 見
1 年度目標の設定やその実現に向けた具体的な活動計画の作成と実行		
(1) 関係機関・団体の役割分担や時期を捉えた具体的な取組がされているか。	<p>令和3年度は、県、機構、農業会議、土地連に農協中央会を加えた5者で策定した「事業推進方策」に基づき、各機関・団体が役割分担した事業推進活動を展開した。</p> <p>特に、9月から11月までを事業推進重点取組期間とし、事業活用の拡大が見込まれる大規模経営体や土地改良区等の対象に濃密な事業活用誘導を行った。</p>	<p>関係機関・団体と事業推進方策を策定し、役割分担を明確化し、重点取組期間を設定し、啓発活動を実施するなどの取組が定着していることは評価できる。</p>
(2) 地域ごと・市町村ごとなどの現状を踏まえた分析に基づき、活動計画が設定され、連携した取組活動を着実に実行しているか。	<p>市町村は、毎年、対象や地域を絞った活動計画を策定し、機構事業推進員と連携しながら、特定農作業受委託等から機構事業への切替促進、大規模経営体や基盤整備事業実施地区関係者への機構事業活用誘導などの活動を実施している。</p>	<p>市町村・地区ごとなどの現状を踏まえた活動計画が設定され、地域機構推進員と連携した濃密な事業活用誘導が行われていることは評価できる。</p>

視 点	現 状	評 価 意 見
2 市町村・農業委員会との連携 (農地利用最適化推進委員等の資質向上)		
(1) 機構事業推進員は、市町村・農業委員会と連携した活動を着実にしているか。	<p>機構事業推進員は、定期的に各市町村を巡回し、市町村・農業委員会職員と重点取組事項や最新の情報を共有しながら事業を推進している。</p> <p>令和3年度は、コロナ禍の中、農地利用最適化推進員等を対象とした研修会は、ほとんどが書面開催であった。</p>	<p>機構事業推進員が市町村・農業委員会との連携に努めていることは評価できる。今後、書面開催についてはICT技術を活用するなどして、コロナ禍であっても実効性が高い連携が図れるよう努めていただきたい。</p>
(2) 最適化推進委員等が担当地域における「人・農地プラン」の話し合いの主導や農地の出し手・受け手の調整役として、地域の農地の集積・集約化を進める役割を担っているのか。	<p>これまで農業会議等の研修会を通じて、農地利用最適化推進員等の資質向上が図られ、集落において、耕作放棄地防止や担い手への農地集積について問題意識を持って活動している委員は増えている。しかし、集落座談会などの話し合いの場における主導性や調整的役割を發揮できる委員は依然として少ない。</p>	<p>地域の調整役として問題意識を持って活動している農地利用最適化推進員等が増えていることは好ましい。今後もより多くの委員等がその役割を發揮できるよう、県や農業会議と連携して、活動活性化の支援に努めていただきたい。</p>

視 点	現 状	評 価 意 見
3 基盤整備事業との連携強化		
(1) 地域の実情に応じた機構事業の活用を促進するため、機構は、県の農地整備担当部署や県土地改良事業団体連合会、関係土地改良区などと連携体制が取られているか。	<p>機構定例会（年4回）には、毎回、県農村整備課の担当者や土地連の農地集積専門担当が出席し、情報交換を行っているとともに、県民局主催の事業推進連絡会議には関係土地改良区職員が出席するなど、県段階・地方段階の両方で情報共有・連携体制が定着してきている。</p> <p>その他、令和3年度は、コロナ禍の中、基盤整備事業を予定している土地改良区の研修会等に延べ14回呼ばれ、事業のPRと誘導を行った。</p>	<p>農地整備関係部署及び土地改良区との情報共有・連携体制は定着してきている。今後もこの連携体制を継続していただきたい。</p>
(2) 基盤整備事業実施地区における担い手の集積・集約化に向け機構事業活用が円滑に行われているか。	<p>令和3年度の事業活用面積は、「農業競争力強化基盤整備事業」が142ha、受益者負担が無く機構事業を要件にしている「機構関連農地整備事業」が16haなど、合計面積は188haであった。</p> <p>これにより、過去8年間の受益面積に対する農地中間管理事業の実施率は17.4%と前年より0.9ポイント増加した。</p>	<p>基盤整備地区において一定程度機構事業が活用されていることは評価できるとはいえ、受益面積に対する実施率は低いので、今後とも、土地改良区との連携のもと、事業実施地区の受益者に対し、機構事業への誘導を図っていただきたい。</p>
4 その他 (1) 事務の円滑化や簡略化など利用者が安心して活用できる運営改善を進めているか。	<p>機構法の改正に伴い、令和2年4月から借入・転貸を一括して行う契約に切替えており、事務手続きの簡略化や契約までの期間短縮が図られた。</p> <p>なお、令和3年度途中から、トラブル発生を事前に防止する観点から、出し手と受け手の両者による「土地附属物に関する確認書（ハウス・果樹等の土地附属物が設置されている農地対象）」の添付を新たにお願いした。</p>	<p>添付書類が増えるのは事務手続き簡略化に逆行するものの、トラブル発生防止を意図したもので、評価できる。今後とも利用者が安心して活用できるよう運営改善に努めていただきたい。</p>

視 点	現 状	評 価 意 見
<p>(2) 個人情報の漏洩や賃料の誤收受等の不適正な事案が発生していないか。</p>	<p>受け手農家が、賃料の口座引落手続きを行っていたにもかかわらず、機構で納入方法を修正せず、以前のまま納入通知書を送付し賃料を2重で徴収した。受け手農家には事情を説明し、返還済みである。</p> <p>今後は、新たな口座引落農家の追加・修正作業を終了した後、納入通知書の必要な農家リストと突合をするなどのチェック作業を行う。</p>	<p>不適正な事案が発生したのは大変残念である。今後こうした事態が発生しないよう事務改善に努めていただきたい。</p>
	<p>賃料（物納）手数料について滞納があったことから、納入通知書を再発行したが、出し手農家から納入通知書に沿って複数回納入があり、過徴収となった（2事例）。出し手農家には事情を説明し、返還済みである。</p> <p>今後は、出し手農家にきちんと連絡し、納入額を理解させた上で、納入通知書の再発行が必要かどうか判断する。なお、賃料（物納）手数料のみの徴収は、少額のため口座振替手続きを進めていく。</p>	

II 総合評価

<p>令和3年度の機構事業の実績は、コロナ禍や米の概算金が大幅に下落する中、前年対比10%減の1,756haとなり、前年対比で減少したことは残念である。</p> <p>今後とも農地集積・集約化を進める上での課題を整理し、着実に解決の方向を定めていくことが重要である。このため、事業推進に当たっては、これまで培ってきた県、市町村・農業委員会、農業会議、土地連及び農協中央会との連携体制を生かしながら、地域ごとの実態に即した対応を進めていくとともに、地域の調整役となる農業委員・農地利用最適化推進委員の活動の活性化に向けた支援にも取り組んでいただきたい。</p>
